

常総市外国語指導助手派遣業務委託契約仕様書

1 目的

この仕様書は、常総市（以下「派遣先」という。）と受託事業者（以下「派遣元」という。）が締結する常総市外国語指導助手派遣業務委託契約に関し、派遣される外国語指導助手が従事する業務の内容その他の必要な事項を定めることによって、当該契約の円滑な履行に資することを目的とする。

2 派遣期間

令和8年9月1日から令和9年3月31日まで

3 派遣人員

派遣する外国語指導助手は、5人とする。

4 就業場所

就業場所は、次表の左欄に掲げる拠点校とし、右欄に掲げる兼務校と順番で交互に勤務し、それぞれの学校において後掲の業務内容を行うものとする。

なお、派遣元は、派遣先と協議のうえ派遣計画を作成し提出するものとする。

拠 点 校	兼 務 校
水海道小学校（水海道天満町2516番地1）	大生小学校（平町415番地1）
	豊岡小学校（豊岡町丙3362番地）
三妻小学校（中妻町4146番地）	五箇小学校（上蛇町1508番地）
	菅原小学校（大生郷町1615番地）
絹西小学校（坂手町7303番地3）	菅生小学校（菅生町4711番地）
石下小学校（新石下1907番地1）	玉小学校（若宮戸794番地）
	豊田小学校（豊田2246番地）
岡田小学校（向石下1020番地）	飯沼小学校（鴻野山859番地1）

5 業務内容

(1) 派遣先における業務内容

- ア 外国語活動又は外国語科授業における英語の指導及びその教材、資料等の作成
- イ クラブ活動、校外学習その他授業以外の学校生活における児童との交流活動
- ウ 学校行事等の運営の補助及びその参加
- エ 支援を要する児童への個別指導
- オ 英語教育に係る研究会、研修会等への助言及び参加
- カ 教職員への英語教育に係る支援

- キ 翻訳，通訳等
- ク 前各号の実施に必要な教職員との打合せ
- ケ その他児童の学習成果の向上のために派遣元が提案する英語教育に関する具体的な取組

(2) 派遣を踏まえた今後に資する改善提案

本業務による外国語指導助手の追加派遣について目的と照らし効果を評価するとともに，本市の教育現場等の現状や特性を考慮しつつ，さらなる，効果発現のための方策について，予算面での効率性や実現性を考慮したもので改善案として取りまとめるものとする。なお，改善案については，令和8年12月中旬までに提出するものとする。

6 就業日時

- (1) 就業日は，次のアからウに掲げる休業日以外の日とする。ただし，学校行事等により休業日に勤務する場合は，指定する就業日に勤務を要しないものとする。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる日を除く。）

- (2) 就業時間は，午前8時15分から午後4時15分までとし，1日当たり60分を超えない範囲で休憩時間を設ける。この場合において，1週間の終業時間は，35時間以内とする。

7 外国語指導助手の要件

外国語指導助手は，次の条件を全て満たす者とする。

- (1) 英語を母語とする者又はCEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）B2以上に相当する能力を有する者
- (2) 大学以上の教育機関を卒業した者又は在外大学の在學生で適正な方法により日本に招聘された者
- (3) 業務への従事に当たって所持すべき有効かつ適正な種別の就労査証を有する者
- (4) 業務への従事に必要な水準の教授技術を有する者（英語指導の経験，母国等における教員免許，第二外国語としての英語指導に係る資格のいずれかを有することが望ましい。）
- (5) 業務に必要な程度の日本語による会話能力を有する者（児童との日常会話程度の日本語が話せ，理解できる者が望ましい。）

8 派遣元の責務

- (1) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭

和60年法律第88号)第35条第1項の規定による派遣先への通知は、派遣を開始する日の7日前までに行うものとする。

(2) 外国語指導助手に対して研修等を次のとおり実施するものとする。

ア 外国語指導助手が学校の指揮命令に忠実に従い、学校の規律等を遵守するための研修

イ 外国語指導助手の指導能力を更に向上させるための定期的な研修

ウ 外国語指導助手の学校における業務状況の定期的な巡回指導及び業績評価

(3) 前号の規定による研修等の実績及び結果は、その都度派遣先へ報告するものとする。

(4) 派遣元は、派遣先との連絡調整を担当する社員(担当コーディネーター)を選任し、派遣先へ報告するものとする。

(5) 派遣先への電話による連絡は、それぞれの業務時間内に行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(6) 外国語指導助手が遅刻し、又は欠勤する場合は、あらかじめ派遣先が指定する通知先、方法等により速やかに連絡するものとする。

(7) 派遣元は、外国語指導助手が日常生活を円滑に送るための適切な支援を行うものとする。

9 特記事項

(1) 外国語指導助手が次のいずれかの事由に該当すると判断された場合又は児童、教職員、派遣先等との円滑な関係の構築ができないと判断された場合において、派遣先は、派遣元に対して当該外国語指導助手に対する指導又は交代を求めることができる。

ア 日本の法令に違反した場合

イ 「7 外国語指導助手の要件」に定める事項に適合しない場合

ウ 外国語指導助手としてふさわしくない行為があった場合

エ 指導能力が未熟であり、指導を行っても改善されない場合

オ 業務態度が不良で改善の見込みがない場合

(2) 派遣元は、前号の規定により派遣先から指導を求められた場合は、速やかに指導を行うものとする。指導による改善の見込みがないと認められる場合は、派遣先と協議した上で、別の外国語指導助手と交代させるものとする。

(3) 派遣元は、派遣した外国語指導助手を交代させる場合は、新たな外国語指導助手が勤務する日の7日前までに派遣先にその旨を報告するとともに、勤務する日の前日までに「8 派遣元の責務」第1号に掲げる通知を行うものとする。この場合において、新たな外国語指導助手に十分な引継ぎを行った上で派遣しなければ

ばならない。

10 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた事項については、必要に応じて派遣元と派遣先が協議して定めるものとする。